

平成 21 年度機構・定員要求 内示結果（主なもの）

平成 20 年 12 月 22 日
内 閣 府

内閣府の平成 21 年度機構・定員要求についての内示結果の主なものは以下のとおりです。

- ① 消費者庁の設置及びこれに伴う組織・所掌の変更
- ② 国の行政文書等の適正な管理、国の歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図るための体制整備
- ③ ワークライフバランスの推進並びに障害者権利条約（仮称）の締結及びこれに伴う国内法令の整備に向けた体制整備

等

なお、平成 21 年度における内閣府本府の定員内示結果の総計は増員 47、振替▲83、定員合理化減による削減 49 です。消費者庁の定員内示結果の総計は増員 6、振替 198 です。

事項	内示概要	
	機構	定員
○公文書管理のための体制整備	【政】 公文書管理課 1（内部振替）	増員 3
○青少年有害情報対策、ワークライフバランス、障害者施策等共生社会政策のための体制整備	【府】 企画官 1	増員 5
○その他内閣府の施策推進体制（沖縄総合事務局の増員含む）	【府】 国際室 1	増員 39 振替 ▲83 減員 ▲49

○消費者庁（仮称）の設置	【法】 消費者庁 【法】 消費者政策委員会、事務局 【政】 消費者庁次長 【政】 審議官 2、参事官 2、8 課	増員 6 振替 198
--------------	---	----------------

※消費者庁の機構・定員については、国民生活局の廃止等により原則、各府省庁から振替

	【法】 は法律によって設置される機構 【政】 は政令によって設置される機構 【府】 は府令によって設置される機構	計（本府＋消費者庁） 純増 4 （振替を除く）
--	--	-------------------------------

※資料中「振替」は省庁間振替を指し、内閣府から消費者庁への振替を含む。